

砂子沢ダム管理事務所自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

1 電気工作物所在地

鹿角郡小坂町小坂字向125番地 砂子沢ダム管理事務所
緯度経度 40.37481, 140.76828 (代表的な位置を示すものです)

2 目的

電気工作物の適正な管理を行い、電気事故防止に努める。

3 電気工作物の概要

設備容量 100 kVA (6, 600V/210V)
予備発電容量 130 kVA (210V)
(別添結線図参照)

4 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 委託業務内容

- (1) 別表「巡視、点検、測定及び試験の基準」に準拠して、月次・年次の各点検を実施すること。
- (2) 電気管理技術者又は、電気保安法人による保安管理とする。
- (3) 臨機の対応について
 - ① 発注者が電気工作物についての異常を連絡したときは、随時点検を行い事故防止に努めること。
 - ② 事故が発生したときは、速やかに対応すること。
- (4) 電気関係法令諸手続について
 - ① 電気関係法令に基づく諸手続について、発注者を指導又は代行すること。
 - ② 電気関係法令に基づき立ち入り検査が行われるときは、立ち会うこと。
- (5) 報告
各種点検実施後は、発注者に速やかに報告書を提出すること。また、事故発生時に対応したときも同様に報告書を提出すること。

6 その他

- (1) 秋田県鹿角地域振興局長は、委託期間にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。
- (2) この契約に要する一切の費用は、委託料に含むものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上決定すること。
- (4) 受注者は、契約満了の際速やかに業務完了届けを発注者に提出すること。

維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験の基準（需要設備）

1 維持及び運用の巡視、点検及び測定・試験

設備	点検項目	定期点検			臨時点検	
		月次点検	年次点検			
		1回/2か月	1回/1年	1回/3年		
引込設備	区分開閉器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
		継電器の動作試験		○		
		継電器の動作特性試験			○	
		開閉器と継電器の連動試験		○		
引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○			
	絶縁抵抗測定		○			
受電設備	断路器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
		継電器の動作試験			○	
		継電器の動作特性試験			○	
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験			○	
	変圧器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
		絶縁油の酸価度試験			○	
		絶縁油の絶縁破壊電圧試験			○	
受・配電盤	コンデンサ、リアクトル	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	避雷器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	母線等	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	その他の高圧機器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
受・配電盤	配電盤、制御配線	外観点検	○	○		
		電圧、電流の測定	○			
		絶縁抵抗測定		○		
		計器校正試験			○	
		シーケンス試験			○	
	低圧絶縁監視装置等	装置の点検	○	○		
		許容誤差試験		○		

設備		点検項目	定期点検		臨時点検
			月次点検	年次点検	
			1回/2か月	1回/1年	
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	
		接地抵抗測定		○	
		漏えい電流測定	○		
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	
配電設備	電線路	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
負荷設備	機器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	配線、制御配線	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	開閉器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	遮断器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
非常用予備発電装置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○	
		始動・停止試験	○	○	
		継電器の動作試験		○	
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	遮断器、開閉器、配電盤、制御配線等	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		電圧、周波数(回転数)の測定	○		
		継電器の動作試験			○
		インターロック試験		○	
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	
		電圧測定	○		
		比重測定		○	
		液温測定		○	
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	

- 注 1 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。
- 3 電気工作物の設置状態により点検項目の一部又は全部を省略することがある。
- (1) 引込設備の絶縁抵抗測定は、停電範囲により実施できないことがある。
- (2) 接地抵抗測定は、過去の実績によりその一部又は全部を省略することがある。
- (3) 絶縁油の酸価度試験及び絶縁破壊電圧試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はP C B油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することがある。
- (4) 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることがある。
- (5) 次の設備以外の継電器の動作試験及び開閉器と継電器の連動試験にあっては、その一部又は全部を省略することがある。
- a 引込設備の区分開閉器
- b 受電設備の主遮断装置及びこれと同一場所に設置された遮断器、負荷開閉器
- c 非常用予備発電装置の遮断器、開閉器
- 4 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。
- (1) 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」、「漏電監視装置」等を用いる場合、その監視により当該点検に替えることがある。
- (2) 引込設備、受電設備及び配電設備の絶縁抵抗測定は、機器ごとの信頼性により、3年に2回以内の範囲において部分放電検出等による「絶縁診断測定」に替えることがある。
- (3) 引込設備の継電器の動作試験及び開閉器と継電器の連動試験は、機器ごとの信頼性により、3年に2回以内の範囲において「制御配線点検」及び「継電器単体試験」に替えることがある。
- 5 低圧需要設備の移動用の非常用発電設備については、装置を電路に接続しない期間においては、月次点検の周期を6か月に1回とする。
- 6 使用中の電気工作物について、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」(経済産業省)の規程に基づき、機器銘板の記載内容を目視又は設備台帳の確認により、同内規の別表に掲げられた電気工作物の「種類」、「製造者名」、「表示記号」等と照合して、高濃度のポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認する。
- 7 蓄電池設備点検のうち、蓄電池における比重測定及び温度測定は、内部抵抗に変えることがある。

2 臨時点検

電気工作物に事故・故障が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、その都度点検及び測定・試験を行う。